

- 最低賃金改正
- かがしま子育て応援企業登録
- かがしま「働き方改革」推進企業認定制度
- 働き方改革推進セミナー開催
- 鹿児島県テレワーク環境整備補助金
- 技能まつり開催
- 労働条件実態調査のお願い
- 外国人材受入相談窓口
- 鹿児島県女性活躍推進宣言企業への登録
- 女性のエンパワーメントセミナー開催
- 県労働委員会からのお知らせ
- 鹿児島労働局からのお知らせ
- 鹿児島キャリア形成サポートセンターの紹介
- 「中退共」の退職金制度

2022.10月号

～ふるさとの人材がふるさとして活躍できるように～

トピックス

鹿児島県最低賃金が改正されました！ 時間額853円

最低賃金（地域別最低賃金）は、産業や職種を問わず、県内の全ての労働者とその使用者に適用されます。

使用者の皆さん、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保のために最低賃金額をしっかりと守りましょう。

- 改正後の最低賃金の効力発生は、令和4年10月6日からとなります。
- 使用者は、適用される最低賃金額を労働者に周知し、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④ 精皆勤手当，通勤手当，家族手当

【問合せ先】 鹿児島労働局 労働基準部 賃金室 099-223-8278

【HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html

10月は「九州・山口地域ワーク・ライフ・バランス推進月間」です！



九州・山口地域の男性は、家事関連に携わる時間が全国平均より短く、妻は夫に比べると約7倍働いているというデータがあります。

そんな状況を改善するために、九州・山口の各県と経済界がひとつになり「仕事と生活の両立」を大切にすること、また、子育てに優しい職場づくりを推進しています。

「九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」の公式ホームページで、ワーク・ライフ・バランス推進に積極的な九州・山口各県企業の具体的な取組事例の紹介などを行っていますので、ぜひご覧ください。

※（「九州・山口ワーク・ライフ・バランス」で検索）

【問合せ先】 県雇用労政課労働福祉係 ☎099-286-3014

「かごしま子育て応援企業」に登録しましょう！

登録企業 759社 (R4.9.1現在)

県では、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、県民の皆様に広く紹介しています。取組を積極的にPRすることで、企業のイメージアップにつながり、人材の確保・定着につながります。

登録は、県内に事業所(支店を含む)があり、次世代法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ「策定届」を提出している事業所であれば登録可能です。

～令和4年度新規登録企業の中から3社の取組をご紹介します～

木田組生コン有限会社 鹿児島工場 (始良市)



■業務概要

生コンクリート製造販売

■行動計画(目標)の主な内容

【目標】

- ①男性による育児休業の取得促進
- ②子の看護休暇の取得促進
- ③小学校入学前までの子供を持つ社員への育児短時間勤務制度の導入

〈対策〉

- ・リーフレットを作成し、全従業員に周知を行う。
- ・男性の育児休業取得促進のために、該当社員への個別面談を実施。
- ・育児休業取得と職場復帰が円滑に行われるために「育児復帰支援プラン」を作成。

株式会社誠晃 (鹿児島市)



■業務概要

- ・就労継続支援A型事業所
障害者就労センター みなよし
- ・就労継続支援B型事業所
就労支援センター リリーふ

※上記事業所での農産物の生産、販売。

■行動計画(目標)の主な内容

【目標】

- ①産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
- ②年次有給休暇の取得率を現状よりも20%以上引き上げる。
- ③仕事と家庭生活の両立を支援するための制度(子の看護休暇等)の利用率を高める。

〈対策〉

- ・各種制度に関するパンフレットを作成し、社員に配布し周知する。また、対象となる社員に対して個別に制度の案内や情報提供を行う。
- ・年次有給休暇を取得しやすい体制の検討及び構築。

マルエーフェリー株式会社 (奄美市)



■業務概要

一般旅客定期航路事業・内航海運業・港湾運送事業・陸上運送事業・旅行業(国内)・第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業など

■行動計画(目標)の主な内容

【目標1】

所定外労働を削減するため、以下の対策を行い、雇用環境を整備する。

- ・海上職は所定外労働時間を平均30時間以内、陸上職は所定外労働時間を平均15時間以内とする。

〈対策〉

- ・個々の所定外労働及び有給休暇取得の状況を把握し、社内メールにより社員への周知を行う。
- ・各部署における改善点を検討開始。
- ・昨年度の所定労働及び有給休暇取得の状況を参考にし、個人単位チーム全体での改善に取り組めるように見直しを図る。
- ・社内メールによる社員への周知。

【目標2】

育児休業等の制度について周知を図る(全社共有の社内報に掲示)。各種制度の周知や情報提供の他、改善点がないか調査・検討する。

〈対策1: 育休取得予定者に対し「育休復帰プラン」を策定し個別にサポートする〉

- ・育休取得予定者に対する「産休・育休復帰支援面談シート」を活用してプランを策定し、円滑な産休から育休取得・職場復帰を個別にサポートしながら調査を進める。
- ・社内メールまたは面談シートによる社員への対応。

〈対策2: 育児休業を所得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備するための情報提供〉

- ・全社員に、両立支援制度、育児休業給付、産休・育児休業中の社会保険料免除などについて周知、育児目的休暇の利用案内等を行う。
- ・社内メールまたは全社共有の社内報へ掲示。



かごしま子育て応援企業

登録マーク

【問合せ・登録申込先】

県庁雇用労政課労働福祉係

☎099-286-3014

メール: roufuku@pref.kagoshima.lg.jp

【県HP】産業・労働>雇用・労働>

かごしま子育て応援企業登録制度

かごしま「働き方改革」推進企業認定制度について

県では、働き方改革に積極的に取り組む県内企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。

本県においても人手不足が深刻な状況にあります。若者が就職先を選ぶ理由として、近年、賃金だけでなく働きやすさを重視する傾向があります。

自社の魅力向上・魅力発信のため、さらには人材の確保・定着のため、認定企業になりませんか。申請は随時受け付けていますので、興味を持たれたら雇用労政課までお問い合わせください。

認定要件（詳しくは県HPを御覧ください。）

【必須】

- ◇ 代表者が「イクボス」宣言
- ◇ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- ◇ 社内の意識向上の取組
- ◇ 長時間労働縮減の取組

※ 直近事業年度の所定外労働時間について
次のいずれかが必要です。

- ◇ 全社員月平均：10時間以下
- ◇ 正社員月平均：20時間以下

【選択（次の1つ以上）】

- ◇ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
- ◇ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

【選択（次の2つ以上）】

- ◇ 非正規雇用社員の処遇改善
- ◇ 業務改善による生産性の向上
- ◇ 女性の活躍推進
- ◇ 若手社員の活躍推進
- ◇ 治療と仕事の両立支援・健康支援
- ◇ 育児と仕事の両立促進
- ◇ 介護と仕事の両立促進
- ◇ 障害者の活躍推進
- ◇ 高齢者（65歳以上）の活躍推進

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞働き方改革＞かごしま「働き方改革」推進企業認定制度

働き方改革推進セミナーのご案内

県と鹿児島労働局が連携し、働き方改革関連法の説明、具体的取組の進め方や支援制度の活用法などについて、事業主等向けのセミナーを開催します。

県内各地で実施しますので、ぜひご参加ください。（北薩地域、鹿児島地域は開催済みです。）

新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で開催する予定ですが、感染状況によっては、中止する場合があります。

対象

県内事業所の経営者、人事労務担当者

定員

各会場30人

日時

会場	所在地	開催日時
大島支庁 (本館4階大会議室)	奄美市名瀬永田町17-3	10月24日(月) 13:30~16:00
熊毛支庁 (本館3階第1会議室)	西之表市西之表7590	11月2日(水) 13:30~16:00
大隅地域振興局 (別館2階大会議室)	鹿屋市打馬2丁目16-6	11月9日(水) 13:30~16:00

内容

- 働き方改革関連法、ハラスメント防止対策、育児・介護休業法などに関する説明 [13:30~14:30]
- 働き方改革の進め方や支援制度の活用法に関する説明 [14:30~15:00]
- 個別相談会 [15:10~16:00]

参加のお申込みについては、以下のホームページをご覧ください。申込フォームからも直接申し込めます。

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞働き方改革＞働き方改革推進セミナー



申込フォーム

令和4年度鹿児島県テレワーク環境整備補助金を御活用ください

県では、国の「人材確保等支援助成金(テレワークコース/機器等導入助成)」を活用してテレワークの環境整備を行う県内企業に対し、上乘せ補助を行います。

1.(国)人材確保等支援助成金(テレワークコース/機器等導入助成)

(1) 助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等の導入・運用, など

(2) 支給額

- ・支給対象経費の **30%**
- ・上限額は「100万円」又は「20万円×対象労働者数」の低い方

※一定要件を満たすと、「目標達成助成」も受給できます。

(支給額:支給対象経費の20%〈最大35%〉, 上限額:「100万円」又は「20万円×対象労働者数」の低い方)

2.(県)鹿児島県テレワーク環境整備補助金

(1) 支給要件

県内に事業所がある中小企業で、令和4年4月1日以降に、1の国助成金の支給決定を受けていること

(3) 補助額

・国助成金(機器等導入助成)支給決定額のうち、県内事業所分の

2/3

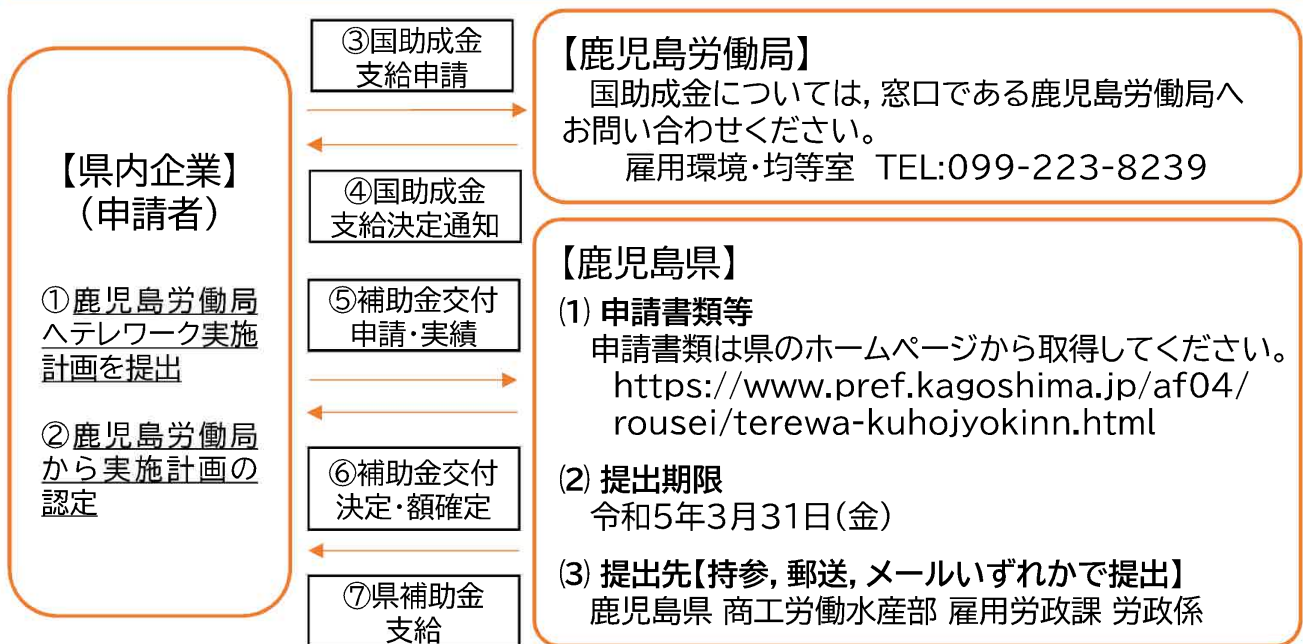
・上限額は「65万円」

(2) 補助対象となる取組

県内事業所において実施したもの

国の機器等導入助成・目標達成助成と合わせて、対象経費の最大約8割を助成・補助

3.申請の流れ



問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部 雇用労政課 労政係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL:099-286-3017 E-mail:r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

技能まつりを開催します！

職人さん達と一緒に、万華鏡やミニ畳、本立てなどを製作する「ものづくり体験教室」、熟練の技を持つ職人さんによる製作実演、職業訓練生が製作した家具などの即売が行われ、一日楽しめます。

お子さんと一緒に「自分の手でものを作る喜び、楽しさ、すごさ」を体感してみませんか。
(会場でアンケートにご協力いただくと各日先着500名に、ペン立てやエコバッグなどのプレゼントあり。)



- 日時 令和4年11月12日(土)～13日(日)
午前10時～午後4時
- 場所 かがしま県民交流センター
- 内容 ・ものづくり体験教室
・技能士による製作実演
・製作家具の即売 など

【問合せ先】鹿児島県技能祭実行委員会事務局（県職業能力開発協会）

☎ 099-226-3240

【県HP】産業・労働〉雇用・労働〉技能振興〉令和4年度技能まつり

労働条件実態調査にご協力をお願いします！

県では毎年9月30日を基準日として、労働条件実態調査を実施しています。

この調査では、県内の1,000事業所を対象として、労働条件・環境等について調査しており、今後の労働関係施策を進める上での貴重な資料となるものです。

調査対象となった事業所へは、県庁雇用労政課から調査票を郵送しますので、11月11日(金)までのご提出にご協力くださるようお願いします。

<令和3年度調査結果の一部>

- 年次有給休暇取得率・・・54.7%
- 育児休業取得率 ・女性(正規労働者)・・・93.1% ・男性(正規労働者)・・・17.7%
- 介護休業制度の導入率・・・89.8%
- 「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための取組率・・・50.5%
- かごしま「働き方改革」推進企業認定制度の認知率・・・62.9%
- テレワークの実施率・・・18.2%
- 同一労働同一賃金という用語の認知率・・・98.1%
- メンタルヘルスへの取組率・・・70.3%

過去の調査結果は、以下のホームページをご覧ください。

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働〉雇用・労働〉統計・調査結果〉労働条件実態調査結果

外国人材の受入れに関する 企業向け相談窓口

外国人材の受入手続や在留資格等について、行政書士が原則、面談で相談に対応します。
(内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。)

対象

外国人材を受け入れている、または受入れを検討している
県内に事業所を有する企業等

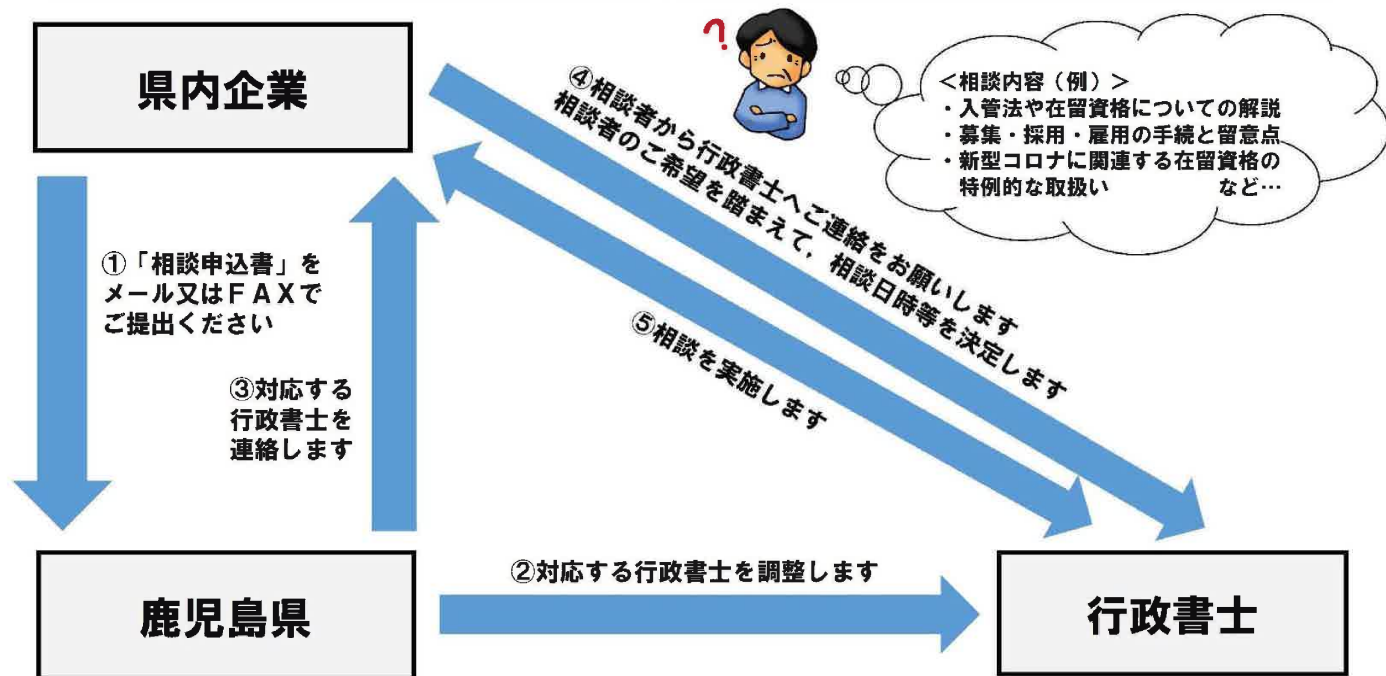
相談
無料

? 相談例 ?

- ・ 入管法や、在留資格について教えてほしい。
- ・ 外国人を雇用したい。募集・採用・雇用まで、どのように進めればいいですか？
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する在留資格の取扱いについて教えてほしい。

※ この窓口では外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご承知おきください。

～ 相談の流れ ～



お申し込みはこちら

FAX : 099-286-3599

E-Mail : g-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進室 TEL : 099-286-3080

鹿児島県 外国人材 受入れ 相談

検索

県ホームページから「相談申込書」をダウンロードし、メールで送信してください。メールの件名は「外国人材相談窓口」としてください。

「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」 に登録しましょう！

女性活躍推進宣言企業とは

県女性活躍推進会議では、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、登用や採用目標などについて、それぞれの状況に応じた取組を宣言する企業を「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」として登録し、県のホームページや広報誌等を活用して、県民の皆様へPRすることにより、女性活躍推進に向けた取組を促進しています。

宣言企業に登録して、自社の取組を求職者等へアピールしましょう！

メリット ①

◆県のホームページや広報誌等に企業名等を掲載します！

◆ハローワークの求人票に登録企業である旨を記載できます！



企業のイメージアップ！
人材確保！

③ メリット

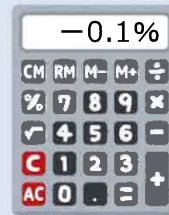
◆登録企業限定の表彰制度があります！
・県女性活躍推進優良企業知事表彰

◆かごしま「働き方改革認定企業」の認定基準の1つです！

メリット ②

◆県主催のセミナー等で、宣言する取組をPRします！

◆県主催のセミナー、講演会等の情報を提供します！



④ メリット

◆県中小企業融資制度の一部資金を活用する場合に、信用保証料率を通常より0.1%引き下げられます！

登録費用無料

登録に伴う義務・報告なし

会社の規模に条件なし

対象

鹿児島県内に本社又は事業所がある、企業、事業所、法人、団体等です。

登録の流れ

①それぞれの状況に応じた女性の活躍に資する内容の取組を宣言

②鹿児島県男女共同参画室へ申請書を提出

③申請内容を確認した上で、宣言企業として登録

【県HP】くらし・環境>人権・男女共同参画>女性の活躍推進>優良企業等の紹介>「女性活躍推進宣言企業」へ登録しましょう！

ご登録はこちらから



鹿児島県女性活躍推進宣言企業

検索



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

5 ジェンダー平等を
実現しよう



○応募・問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県女性活躍推進会議事務局（鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室）
TEL：099-286-2634 FAX：099-286-5541
E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp

vol.2

わたし×マネジメント

2022.11.24start

誰もが安心して働ける組織づくりをめざす女性のエンパワーメントセミナー

より良く自分らしくありたいと願うとき、そこには、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会への希望があります！

女性の潜在力の発揮が、「わたし」と「社会」をつなぎ、一人ひとりと、鹿児島島の未来をひらくと信じ、この「わたし×マネジメント～誰もが安心して働ける組織づくりをめざす女性のエンパワーメントセミナー～」を開催します！

定員

30名

参加費

無料

11月24日(木)～2月18日(土)のうち6日間(全10回)開催

会場：かごしま県民交流センター

働くことに関する法律、会計の基礎知識、健康経営、コミュニケーション等について学びます

会場・オンライン	01 02	11月24日(木) 19:00-21:00	06 07	12月10日(土) 13:30-17:30 会場のみ
	03 04	12月1日(木) 19:00-21:00	08	公開講座 1月14日(土) 13:30-15:30 オンラインのみ
	05	12月8日(木) 19:00-21:00	09 10	2月18日(土) 13:30-17:00 会場・オンライン

対象

安心して働ける組織づくりを目指す女性及び、自分への信頼を高め、“安心して働く”ことを考えたい女性。

※公開講座はどなたでもご参加いただけます！

託児

あり(生後6ヶ月～小学2年生)
※実施日の10日前までに申込みが必要です。

● 会場集合型 研修会場の詳細については、参加決定通知と共にご連絡いたします ●

※新型コロナウイルス感染症の状況により全日程がオンライン開催に変更になる場合があります。

※オンライン聴講に必要な機器の用意及び通信料等は聴講者のご負担になります。

申込み・問合せ先 申込事務局 (MBC サンステージ内)

電話：099-255-6144 (平日 9:30-17:30 ※土日祝・年末年始休み)

FAX：099-285-1161 メール：event@sunstage.co.jp

(件名に「女性のエンパワーメント事業」と入れて下さい。)

定員になり次第
受付終了

申込みフォームまたは、必要事項をご記入の上、上記メール/FAX宛にお願いします。

必要事項

- ・お名前 ・性別 ・年齢 ・ご所属/役職
- ・託児利用の有無(利用予定の子どものお名前・生年月日)
- ・講師への質問、本セミナーに希望することなどご自由にご記入下さい。

申込みフォーム

連続受講の方は
コチラ▶▶▶公開講座のみの方
はコチラ▶▶

県男女共同参画センター

鹿児島県男女共同参画センター主催
の講座や取組など発信しています！

◀ホームページ
はコチラ◀Facebook
はコチラ

主催：鹿児島県男女共同参画センター 企画：かごしま女性政策研究会 & ピア・スタディング

～10月は個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間です～

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

(令和4年度)

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【弁護士・大学教授、労働組合役員、会社経営者】がお受けします。(秘密厳守、無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

日	時	場 所	相談対応者等
10月 4日(火) 〔合同相談会〕	午前10時～午後4時 (受付：午後3時30分まで)	県労働委員会(県庁15階) (鹿児島市鴨池新町10-1) ※電話でも相談できます	・県労働委員会委員 ・関係機関相談員等 (労働局、社労士会)
10月16日(日) 〔休日相談会〕	午前10時～午後4時 (受付：午後3時30分まで)	県労働委員会(県庁15階) (鹿児島市鴨池新町10-1) ※電話でも相談できます	・県労働委員会委員
10月25日(火) 〔定期相談会〕	午後2時30分～5時 (受付：午後4時30分まで) ※毎月第4火曜日に開催	県労働委員会(県庁15階) (鹿児島市鴨池新町10-1) ※電話でも相談できます	・県労働委員会委員

※ 新型コロナウイルスの感染状況により開催方法等を変更する場合がありますので、事前にお問合せください。



<問合せ・予約先>

鹿児島県労働委員会事務局(鹿児島市鴨池新町10-1)

相談専用ダイヤル：099-286-3943

時間：8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く。)

スマホサイト



◇職業安定法改正のポイント ～ 2022(令和4年)10月1日施行 ～

求職者が安心して求職活動を行うことができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」の改正が行われました。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

① 求人情報②求職者情報③求人企業に関する情報④自社に関する情報⑤事業の実績に関する情報

【求人企業の義務】

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の措置を行うなど求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう依頼する。
- いつの時点の求人情報かを明らかにする。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

※ 職業紹介事業者、募集情報等提供事業者へも上記に対応した同様の義務が課せられます。

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

- 求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。
- 労働者の募集のために必要な範囲で求職者の個人情報を収集・使用・保管する必要あり。

3 求人メディア等について届出制が創設されます

【特定募集情報等提供事業者の届出】

●特定募集情報等提供事業者(求職者に関する情報※を収集する募集情報等提供事業者)に、届出制が導入されます(年に1度、提供している募集情報等の規模等の事業の概況を報告する必要あり)。なお、令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和4年12月31日までに届け出る必要があり(厚生労働省ウェブサイトから申請。紙媒体でのみ情報提供の場合は届出不要)。

※「求職者に関する情報」には、氏名等の特定の個人が識別できる個人情報だけでなく、メールアドレスや経歴、サイトの閲覧履歴等を含みます。

◆従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集(クローリング)した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

【さらに詳しく知るための情報】

■厚生労働省ウェブサイト

2022(令和4)年職業安定法改正に関する情報やQ&A、届出の記載例を公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html



人材開発支援助成金（人への投資促進コース）を利用しやすくするため令和4年9月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。このリーフレットでは、令和4年9月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

人への投資促進コース【定額制訓練】

同額で複数の訓練を受けられるeラーニング(LMS機能導入)等による訓練サービス〔定額受け放題研修サービス：サブスクリプション〕が対象となります。

離島や遠隔地においてもオンラインによる訓練を受講でき、各労働者が隙間時間や業務の閑散期などに自席から訓練へ参加することが可能です。

<令和4年9月1日の改正内容>

定額制訓練の要件変更

【変更点1】

既に定額制サービス（サブスクリプション型の研修サービス）の**契約期間の初日**が**到来している場合**※も**助成対象**としました。

※ **令和4年4月1日以降に契約した定額制サービス**であれば対象となりますが、**計画届を提出した日から1か月後の日**を「**契約期間の初日**」とみなします¹ので、ご注意ください。

よって、全体の契約金額のうち、「契約期間の初日」とみなした日から訓練実施期間の最終日までの期間に対して助成します。

【変更点2】

定額制サービスのうち**受講を修了した教育訓練が「2つ以上」**必要とする要件を、「**1つ以上**」に緩和しました。

【変更点3】

同時に複数の異なる定額制サービスを利用している場合に、**1つの契約のみ支給対象とする要件を廃止**しました。

【変更点4】

定額制サービスでは、eラーニングで実施されるサービスを助成対象としていましたが、**同時双方向型の通信訓練で実施されるサービスも助成対象**としました。

★詳しくは、厚生労働省のホームページにある『人材開発支援助成金(人への投資促進コース)』のパンフレットをご覧ください。



人材開発支援助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

本助成金のご利用にあたりご不明な点は、**鹿児島労働局 職業対策課**まで
お問合せください。 **TEL 099-219-5101**

「業務改善助成金（通常コース）」のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます

新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	<p>「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率*が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。</p> <p>※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）</p>
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売り上げ減少幅：「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	<p>(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。</p>
(d) 助成対象経費の要件緩和	<p>特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。</p> <p>「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」</p>

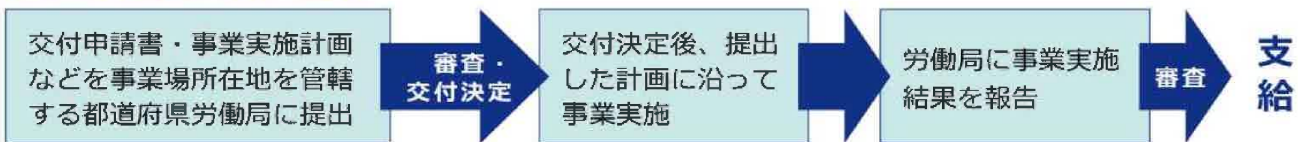
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



※「通常コース」の拡充に伴い、令和3年度から実施している「特例コース」につきましても申請期限の延長及び原材料高騰により利益が減少した事業者も対象としています。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

【お問合せ】

業務改善助成金コールセンター 0120-366-440（受付時間：平日8:30～17:15）

【申請先】

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 099-223-8239（受付時間：平日8:30～17:15）

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年10月1日施行

3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休（R4.10.1～） 育休とは別に取得可能	育休制度 （R4.10.1～）	育休制度 （現行）
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 （最長2歳）まで	原則子が1歳 （最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 （1回目の申出の際に2回目についても同時に申し出ることが必要）	分割して 2回取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><具体的な手続きの流れ></p> <p>①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申出</p> <p>②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）</p> <p>③労働者が同意</p> <p>④事業主が通知</p> </div>	育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情がある 場合に限り 再取得可能※2	再取得不可

※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取組の実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます。

※2 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。

休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。

注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 099-223-8239

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

— 一人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です —

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷、疾病を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と、労働者が失業した場合等に生活の安定を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

詳しくは、鹿児島労働局労働保険徴収室にご相談ください。



【問合せ先】 鹿児島労働局労働保険徴収室 ☎ 099-223-8276

従業員のキャリア形成のご相談は、「鹿児島キャリア形成サポートセンター」へお気軽に！

ジョブ・カードとは個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進する事を目的としたツールです。ジョブ・カードを活用したキャリア・プランニングを『無料』で支援します。【厚生労働省 令和4年度受託事業】



従業員の成長を支援し、企業の成長につなげます！

ジョブ・カードを書くことで、仕事や能力開発に目的意識を持って取り組むことができるようになり、職場への定着率の向上も期待できます。その結果、企業組織全体の活性化も期待されます。

キャリアコンサルティングを活用できます！

キャリアプランをよりよいものとし、キャリア形成へのアクションを確かなものとするためにも、国家キャリアコンサルタントのキャリアコンサルティングを受けることをお勧めします。

鹿児島キャリア形成サポートセンター

鹿児島市大黒町4-11日宝いづろビル2階

TEL:099-239-7036 <https://carisapo.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 令和4年度 キャリア形成サポートセンター事業

(本事業は、ランゲート株式会社が厚生労働省より受託・運営しています。)



毎年10月は加入促進強化月間です。

ご存知ですか？
「中退共」の
退職金制度

国の退職金制度！

- 新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。
- 自治体等独自の掛金補助制度があります。
- 掛金は全額非課税で、手数料もかかりません。

外部積立型だから管理が簡単！

- 従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。
- 退職金は、中退共から直接従業員へ支払われます。

◎パートさんもご加入いただけます。



詳しくはホームページをご覧ください。 [中退共](#) [検索](#)

お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

☎03(六九〇七)一三三四
☎03(五九五五)八二一一